平成２０年（フ）第８７８号
福岡市東区名島３丁目22番１―101号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区吉塚５丁目11番35―406号
破産者　梅野　文秀
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９１号
横浜市中区日ノ出町１丁目10番地３　板垣アパート102号室、開始決定時の住所横浜市中区常盤町２丁目10番地　常盤不動産ビル202号室
破産者　樽川　妙子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第３４７号
長野県松本市大字島内7310番地３
破産者　三澤　亘
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第１４２０号
名古屋市天白区植田西３丁目1007番地　楓荘101号
破産者　大谷　感
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１８８号
名古屋市千種区月ケ丘１丁目３番４号　パールマンション月ヶ丘105号、住民票上の住所名古屋市東区東桜二丁目15番９号　ダイアパレス東桜第２　804号
破産者　千葉　真司
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８８号
名古屋市西区清里町455番地　プラシードカーサ302号
破産者　山本　豪
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１３０号
愛知県春日井市稲口町２丁目３番地８　エスペランス301号
破産者　松澤　浩司
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１９０号
愛知県犬山市大字羽黒字前川原10番地７
破産者　柿本　俊之
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５９号
宮城県名取市増田４丁目13番３号
破産者　會田　孝一
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
宮城県名取市増田４丁目13番３号
破産者　會田　雅子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１５２号
茨城県笠間市下郷4441番地
破産者　平沢　逸子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１５３号
茨城県笠間市下郷4441番地
破産者　平沢　耕一
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１６号
茨城県水戸市赤塚１丁目2040番地の２
破産者　庄司　幸子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２３号
茨城県日立市大みか町２丁目16番６―101号、旧住所茨城県常陸太田市寿町537番地７
破産者　櫻井　勇
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５７号
茨城県水戸市大場町2353番地の20
破産者　榊原　剛
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９号
栃木県佐野市田島町456番地
破産者　杉田　一夫
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０号
栃木県佐野市田島町456番地
破産者　杉田裕基子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第４５号
埼玉県秩父市下影森1174番地５
破産者　安類菊治郎
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｂ―506号
破産者　大島　好雄
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部